



または苦痛となる行為等を指し、「女性に対する暴力撤廃宣言」の中で「公的生活で起こるか私生活で起こるか問わない」と宣言の中で書かれてあります。

「男とは」「女とは」という社会の中で作られていく構造を土台にしているからこそ、ジェンダーの枠を超えたセクシュアルマイノリティの人に対しても起っている問題でもあるので、女性に対するというよりはジェンダーという言葉のほうがより適切と言えます。

多くの被害者がDVやストーカー、セクハラで人生を狂わされ、健康を害しています。性別に関係なく、皆がのびのびと生きられる社会にするためには、「ジェンダーに基づく暴力」はなくさないといけないものです。

## 加害者に目を向ける

ジェンダーに基づく暴力は、女性問題ではなく、どちらかと言うと男性問題です。どうして妻を殴っていいと思う男性を、私たちは育ててきたのか。なぜ男ならそれぐらい元気があっていいとレイプが許されるかという事が問題です。私たちが注目しなければならないのは、この拳を握っている人が、どんな顔をして何を考えているのか。人を殴ってはいけないという社会で、妻や恋人になら暴力をふるっていいと、どうして思うのか。

今、私が活動している全国女性シェルターネットでは、オランダの被害者たちのグループが作ったラップソング「Ask him why」※1（日本語訳「なぜなのかは彼のほうに聞け」）をYouTubeで流しています。その中で、「何でDVに遭ったの」「何であなたはそんな男を選んだの」と聞かないで。「何で殴ったの」と彼に聞いてと歌っています。

多くの男性は暴力をふるいません。ふるう一部の男性を何となく許してしまう私たちの社会に一番の大きな問題があります。

## キーワードはシェルター

DVは、夫婦や恋人との関係の中で起こる虐待のことをいい、兄弟間の暴力や親子間の虐待は含みません。

子どもに対する虐待があったら助けにいけばよいのですが、大人の場合はそういうわけにはいきません。自分の意思で別れるということを考えていく問題をDVというようになってきたのです。

DVは殴るかどうかではなく、ペットか奴隷のように相手をコントロールすることが問題です。加害者は、妻や恋人を自分の気に入るようにコントロールします。気に入るようにしなければ、機嫌を悪くしたり怒ったりして、被害者を支配します。

愛情と独占欲が混同しているので、別れる時が一番危険になります。今まで自分の思いどおりに支配していた人に別れたいと言われることは、自分のプライドを否定され裏切られたように思い、受け入れられません。そうすると激しい暴力になったり、反対に土下座して謝り優しくなったりします。そして、被害者が戻れば何事もなかったように支配を続けていきます。

このサイクルの中で被害者は反省してくれたと思い、もう1度やり直そうと加害者の元に戻る人もいます。反対に逃げても実家や友だちの家、探偵を使い日本中を何年も探し出される被害者もいます。

ですので、DVの被害者支援のキーワードは「シェルター」です。探し出され連れ戻される心配がない、安心して考え相談することができる加害者が知らない場所が必要だと世界中の支援者たちは考えて

います。

## 加害者対応が必要

他国には、次のような様々な加害者対応を行っています。

①第三者から加害者に対し、「あなたの行動は問題がある」と伝える。

日本では、警察が間に入った時や裁判所から保護命令を出す時に、初めて指摘される体験をします。

②加害者のリスクアセスメントをする。

国によっては病院や学校で発見しても、どこで相談をしても、同じ尺度で点数化して判断できるチェックリストがあります。日本は警察が持っていますが、警察以外の機関でもチェックリストを持ち、同じ基準で判断できるようにすることが必要です。

③被害者に近づかないように社会の中で加害者を切り離す。

日本はDV防止法で身体的暴力に対して出せる保護命令があります。他国の多くは、緊急時にも出せる緊急保護命令があります。

日本では、身体的暴力がないと保護命令の申請はできません。また、DV罪という罰はありませんので、通常の傷害罪や殺人罪として適用された時初めて処罰の対象とされます。仕組みがなかったり使える範囲が狭かったりして他国に比べて遅れています。

その他、他国では、とても悪いことをした場合には処罰を受ける、DVについての教育、カウンセリング、依存や精神疾患があり治療の必要な人には裁判官が治療を命じることもできます。

## 被害者

様々な不安や気持ちを抱えているので、被害者が加害者の元から逃げることは困難です。加害者を心配したり、逃げても追いかけられると思ったり、また、子どもやペットのことがあり逃げられないと考える人もいます。様々な不安や気持ちを抱えているので、別れようと決めるまでが難しい。家を飛び出してもしっかりと準備ができていなければ、被害者は迷いながらも加害者の元に何度も戻っていきます。被害者の気持ちが固まるまで誰かがじっくり話を聞いて、気持ちを整理し準備をしていくということが大事になります。

家を出ることができたら、シェルターや加害者に知られていない場所に避難します。身体的暴力があり保護命令を出せるようなら裁判所に申請をします。

## 新しい生活に向けて

新しい生活に向け、家や仕事を探し、子どもの転校に関することの準備を行います。場合によっては先に回復や治療を優先することもあります。

安心な場所で生活を始めると、この頃から子どもにも影響が出始めます。子どものおねしょが始まったり、暴力が始まったりと心が荒れることもあります。

児童虐待防止法では、子どもに直接手をあげていなくても、親のDVを見ると心理的虐待を受けた被害児として定義されます。子どものケアをしている自治体や支援グループがあれば子どものケアがされる場合もありますが、日本では政策として子どもへのケアは提供されていません。

新しく住む町の市役所や学校、いろんな人たちが DV について理解があると、被害者は暮らしやすくなります。

### 非常時に浮かび上がる暴力

今回のコロナによって世界中で「影のパンデミック」として女性に対する暴力、ジェンダーに基づく暴力がまん延するという警告を国連が出しました。

過去の震災や災害の非常時には DV や性暴力が起きていたので、コロナという非常時にも在宅ワークが増えたり、失業したりすると心が荒れ家族に暴力が向かうようになるのではないかと懸念されました。

私たち支援者の中には、阪神大震災の後にたくさん DV やレイプがあったということを聞いている人がいました。私の支援した人の中にも、家族が亡くなったボーイフレンドからレイプをされたという被害者がいました。また、東日本大震災の時にも、避難所での性暴力被害や家に 1 人だけ残された女性が住んでいると知った支援者からストーカーをされたという話も聞きました。

今回のコロナ禍では感染防止のため、「STAY HOME」と言われてきました。加害者の在宅時間が増え、相談しづらい状況に置かれるのではないかと、相談窓口が閉まったら DV は止まらないし深刻化すると考え、全国女性シェルターネットでは、2020 年 3 月に窓口を閉めないでほしいと国に要望書を出しました。その結果、国の指示もあり、公的機関の窓口は閉じられませんでした。また、要望によって、DV で住所を移さずに避難している人も給付金が受け取れることになりました。

但し、在宅ワークが増えたから、失業したからといって今まで DV をしたことない人が急に殴るようになるとは考えておらず、今までも少し DV や虐待をするような人が家にいる時間が長くなることで起こるのではないかと考えています。

### コロナ禍の DV

給付金が支給されることになると、「DV 相談+ (プラス)」※2 をはじめとする行政機関や民間団体に問い合わせが殺到しました。

「DV 相談+ (プラス)」が受けた相談の分析からは、精神的 DV がベースにあり、加えて身体的 DV や経済的 DV、性的 DV が重なっていることがはっきりと分かりました。

コロナ禍になり DV が約 1.6 倍にも増えたと国が発表しました。今まで発表されてきた数は配偶者暴力相談支援センターの相談件数だけでしたが、増えたと発表されたものは配偶者暴力相談支援センターと DV 相談+ (プラス) の相談件数を合わせていました。件数は相談につながった数で、ほとんど回線数を表しています。一部しか電話につながっていない、そして何度も電話する人も含まれた数を足していません。社会学者の私からすると、数え方の違う数を足して増えたといっけなないと思います。

見えてきたことは、急増したのではなく、今まで相談に繋がっていない人がたくさんいることが分かったということです。成人の親子間の問題や深刻な暴力を受けているのに対応すべき法制度や相談窓口がないという問題も見えてきました。さらに、都市部の若い世代などに、相談窓口には繋がっていない人が多くいること、身体的 DV は受けていないけれど精神的・経済的 DV を受けながら避難していない人もたくさんいることが分かりました。

## ワクチン接種の心配

ワクチンの接種券は、住民票のある住所に届きました。国は給付金の時と同じように、「(DV や虐待の被害者も他の地域で接種できるように) 配慮する」として通知を出していますが、自治体や職域接種の現場ではほとんど明確な広報はありません。住民票を移せていない人のワクチン接種はどうなっているのだろうか心配しています。

## 女性不況

コロナになってから女性が大勢働いている職種で失業やパート女性の雇用が打ち切られました。特にDV で逃げた母子家庭は、本当に困窮して米も買えないという人がすごく増えていることがはっきりしました。急に女性たちだけ経済的に困る人が出てきた「女性不況 (She-cession)」という新しい言葉も生まれました。

## 性暴力

ここで話す性暴力というのは、同意していない、嫌だと思った全ての性的行為のことです。

性暴力の被害は、知っている人から受けるケースが圧倒的多くを占めます。特に夫婦や恋人間でのレイプが最も多いですが、これは一番、警察には行かないケースのものです。次いで仕事や学校の関係者からの被害、家族からの性的虐待というのも一定数あります。

様々な被害の中で警察が動くものは、いわゆる暴行脅迫要件※3 といって、殴られたり脅迫されたりして、無理やり性暴力を受けたものだけで、それらは犯罪として扱います。

明治時代にできた法律が 2017 年に大きく改正され、強姦罪が強制性交等罪という罪名に改正されました。今までは男性が女性を暴行脅迫等用いて姦淫<sup>かんいん</sup>することで成立していました。ですので、男性が被害に遭っても強姦罪ではなく強制わいせつ罪の適用となっていました。しかし、実際には男性、特に男の子もたくさん性暴力の被害に遭っています。今回、強姦という言葉がなくなり、性別に関係なく、男性でも強制性交等罪が適用されるようになりました。

そして、非親告罪は告訴がなくても検察官は被疑者を起訴できるようになりました。

また、保護者にあたる人が子どもに対して性暴力を行った場合、監護者という立場の影響力に乗じた犯罪ですので、監護者強制性交等罪という新しい罪ができ、処罰の対象となりました。

暴行脅迫要件があると、多くの人の被害は犯罪の立証をすることが難しいというのは変わっておらず、現在法務省の中で、次の法改正をするための法制審議会が始まりました。

性暴力というのは、そもそもほとんどの人が警察には言わないものです。何故なら仕返しが怖かったり、相談することが恥ずかしかったり、知っている人や近い人からの性暴力が多く言い出しづらいからです。また、精神的にもショックが大きく警察の聴取や裁判への協力が困難ということもあります。

性暴力について相談すると、世間の人には被害者をいじめる傾向にあります。その背景には、信じられている架空のストーリーがあり、「本当は性暴力を嫌がってないはずだ」「色っぽい若い人が被害に遭う」と思われています。そういった架空のストーリーが、「どうしてそんな所に行ったの」「あなたが嘘ついているのではないか」といった被害者を苦しめる偏見にもつながっています。

性暴力の被害者が相談しても、「あなたにも落ち度があるのではないか」と言われたい安心して相談できる場所が必要です。精神的なショックや妊娠、感染症の心配もありますし、警察に行こうかどうしようかという迷いもあります。全てのことを1カ所で相談できる場所として、最近、全都道府県にワンストップ支援センターが設置されました。

## 性暴力とコロナ

最近新手の性暴力が広がってきています。

1つ目はレイプドラッグです。向精神薬や安定剤をお酒や飲み物に混ぜて飲ませ、意識がない状態に乗じてレイプし、またそれを撮影する犯罪が起きています。

2つ目はデジタル性被害です。コロナ禍でオンライン授業やテレワークが増え、ますますインターネットとつながるようになりました。特に若い世代は、SNSで発信したり誰かと出会ったりすることが日常生活の一部になっています。そんな中で、信用して写真を送った相手はなりすましで自分の写真がインターネットなどで拡散されたり、「拡散する」と脅されたりするなどの被害が増えており、警察や民間団体への相談も確実に増えています。

コロナで家庭内の虐待が広がったことと、オンライン、インターネットでの被害がかなり深刻になってきています。

## 世界基準と日本の現状

DVや性暴力、全てのジェンダーに基づく暴力対策の世界基準の一つが、「イスタンブール条約」※4です。

同条約では、精神的DVも性的DVも、また交際相手からのDV（同居しているかどうかを問わず）もDVとみなし、それらを犯罪とするか少なくとも罰を与えることを求めています。性暴力においても、暴行脅迫や脅迫を問わず、同意していない性行為は犯罪とすることを求めています。例えば職場での立場を利用したセクハラも犯罪として厳しく罰すると書かれてあります。相談支援は、専門的で包括的な支援を全ての被害者が受けられるシステムにしなければいけないと決められています。例えば、人口1万人に対して1カ所はシェルターを置くというような細かい基準があり、この基準を満たしている国がヨーロッパを中心に約34カ国あります。

日本もDVや性暴力について関心がとても高まっていますが、日本のDVや性暴力対策は、世界から見ると30年程遅れています。しかし、今、日本はかなり変わろうとしています。政府は、2022年度までに性暴力・性犯罪強化対策方針を立て、刑法を改正しようとしていますし、ワンストップ支援センターも強化しようとしています。また、内閣府の専門調査会では、身体的暴力以外のDVに保護命令が出ないことについても、見直しに向けた検討がなされています。

## 地域社会づくりが大切

法律ができて専門家がいたらいいというわけではなく、地域の人がDVや虐待、性暴力の問題を理解し協力することで、社会全体の対策が実現します。周囲が変わり地域の人が応援してくれると、被害者

は守られ、危険も見つかりやすくなります。そのためには、DV や虐待、性暴力の問題に対して理解ある「地域社会づくり」が大切だと思っています。

※1 「Ask him why」(日本語訳「なぜなのかは彼のほうに聞け」)

<https://youtu.be/TNJgMdn2cFU> (日本語字幕付き)

第4回世界女性シェルター会議のために作られたラップソング。

※2 「DV 相談+ (プラス)」

新型コロナウイルス感染拡大問題に起因し、DV 等の増加・深刻化が懸念されたことを受けて、2020年4月、24時間対応できる相談窓口 が緊急的に開始された全国一括の相談事業。

※3 暴行脅迫要件

強制わいせつ罪、強制性交等罪についての暴行または脅迫とは、被害者の反抗を著しく困難ならしめる程度のものをいうとするのが判例・通説となっている。

※4 イスタンブール条約

2011年5月に署名された「女性に対する暴力と家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約」。